

安心して安全に継続して住める 住宅環境の整備こそ 「起こらない」「起こさせない」 犯罪のないまちづくりの 第一歩です。

求められるマンションでの防犯性能

今後マンションは、省エネやバリアフリーなど居住にやさしい住環境の提供に加え、防犯の観点での安全性と安心感を高い水準で求められていくものと思われます。兵庫県防犯優良マンションは侵入窃盗のみならず、空き家などのマンションの犯罪発生リスクを低減させるため防犯環境設計の考え方を取り入れ、「防護性の確保」「監視性の確保」「接道の制御」「対象物の強化」①観点からマンションの防犯性能を引き上げたものです。

●兵庫県防犯優良マンション認定制度とは

兵庫県地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例3号)に基づき、施工主等の申請により
(公社)兵庫県防犯協会連合会・(公財)兵庫県住宅建築総合センター・(特)兵庫県防犯設備
協会の3団体が審査、「犯罪に遭いにくい構造・設備」の基準を充足していると認められる
マンションだけを「防犯優良マンション」として認定・登録する制度です。

●制度の特長

共同住宅で、分譲、賃貸、既存物件、新築を問いません。マンションの設計段階からの審査
が可能であり、書類及び現地の審査に合格した物件には認定証を授与し、申請者が行う広告
活動等への使用を許諾します。

マンションの竣工審査合格物件には兵庫県防犯協会連合会のHP掲載の他、認定プレートを
授与します。



兵庫県防犯優良マンション審査・認定申込要領

[認定対象]兵庫県内のマンション(新築・既存を問わず)

[認定基準]兵庫県防犯優良マンション認定制度取扱規程第5条

[認定期間]5年間(希望により再認定可能)

[手数料]兵庫県防犯優良マンションに係る審査手数料等規約



認定申請を希望される施工主等は(公社)兵庫県防犯協会連合会にご連絡の上、
●計画適合審査申込書及び添付必要書類(正1、副2)
●金融機関が発行する「審査手数料の振込控」
をご持参頂くこととなります。

制度実施団体

公益社団法人 兵庫県防犯協会連合会

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

特定非営利活動法人 兵庫県防犯設備協会

制度運営事務局

公益社団法人兵庫県防犯協会連合会

住所: 神戸市中央区下山手通5丁目4-1
(兵庫県警察本部内)

TEL 078-351-7877

FAX 078-351-7913

<http://hyogo-bouhan.com>